

平成二十年国土交通省告示第 号（内装等の制限を受ける調理室等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げのうち、準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件）

制 定 案

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二百二十九条第六項の規定に基づき、内装の制限を受ける調理室等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げのうち、同条第一項第二号ロに規定する準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、室の種類に応じて、次に定めるものとする。

第一 いろいろを設けた室にあつては、令第二百二十九条第一項第二号ロに規定する準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

一 いろいろの上端からの垂直距離が百三十五センチメートル以内で、かつ、いろいろの端又はその垂直方向への延長線からの水平距離が四十五センチメートル以内で壁及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分にあつては、間柱及び下地を不燃材料（平成十二年建設省告示千四百号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。）とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料ですること。

二 壁及び天井の室内に面する部分であつて、前号に規定する部分以外の部分の仕上げにあつては、平成十二年建設省告示千四百三十九号第一号に規定する木材等（以下「木材等」という。）又は難燃材料ですること。ただし、壁及び天井の室内に面する部分のうち、いろいろの上端からの垂直距離が四百二十センチメートル以内で、かつ、いろいろの端又はその垂直方向への延長線からの水平距離が百五十センチメートル以内の部分以外の部分にあつては、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについてはこの限りでない。

第二 こんろ（発熱速度が十二キロワット以下のものに限る。以下同じ。）を設けた室にあつては、令第二百二十九条第一項第二号ロに規定する準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

一 こんろから天井までの垂直距離が二百三十五センチメートル以上の場合にあつては、こんろの加熱部の中心又はその垂直方向への延長線（こんろの加熱部の中心からの垂直距離が二百三十五センチメートル以内の部分に限る。）からの水平距離が六十センチメートル以内で壁及び天井の室

内に面する部分の仕上げにあつては、次のイ又は口の区分に応じ、それぞれ当該イ又は口に定めるところによるものとする。

イ 間柱及び下地を不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。）とした場合 不燃材料ですること。

ロ イに規定する場合以外の場合 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

(1) 厚さが十二・五ミリメートル以上のせつこうボードを張ったもの

(2) 厚さが五・六ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板又は繊維強化セメント板の上に厚さが五・六ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板又は繊維強化セメント板を張ったもの

(3) 厚さが十二ミリメートル以上のモルタルを塗ったもの

二 こんろから天井までの垂直距離が二百三十五センチメートル未満の場合にあつては、こんろの加熱部の中心又はその垂直方向への延長線（こんろの加熱部の中心から天井までの部分に限る。）からの水平距離が六十センチメートル以内の部分及び当該こんろの直上の天井部分を中心として、半径を二百三十五センチメートルから当該こんろから天井までの距離を減じた長さとする球の範囲内の部分にあつては、前号のイ又は口の区分に応じ、それぞれイ又は口に定めるところによるものとする。

三 壁及び天井の室内に面する部分であつて、前号に規定する部分以外の部分の仕上げにあつては、平成十二年建設省告示第千四百三十九号第一節二号に規定する木材等又は難燃材料ですること。

第三 暖炉を設けた室にあつては、令第二百二十九条第一項第二号ロに規定する準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるところとする。

一 暖炉口からの距離がLセンチメートル以内で壁（暖炉が設けられている壁を除く。）及び天井の室内に面する部分にあつては、次のイ又はロの分に応じ、それぞれ当該イ又は口に定めるところによるものとする。ただし、Lについては、次の式によって計算した数値によるものとする。

暖炉口が開放されている場合	$L = 1.87\sqrt{A}$
暖炉口がガラスその他の熱放射性の高い材料で覆われている場合	$L = 1.37\sqrt{A}$

この式において、L及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 暖炉口からの距離（単位 センチメートル）

A 暖炉口の面積（単位 平方センチメートル）

イ 間柱及び下地を不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。）とした場合 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあつては不燃材料ですること。

ロ イに規定する場合以外の場合 次の(1)から(4)までに該当するものとする。

(1) 壁及び天井の室内に面する部分に対する加熱の影響を有効に遮断するように、不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号各号に掲げる建築材料のうち、第九号（厚さ一・八ミリメートル未満のアルミニウムに限る。）、第十号（厚さ三ミリメートル未満の銅板又は厚さ〇・六ミリメートル未満の鉄板に限る。）及び第十一号に掲げる建築材料を除いたもの。）の板を設けること。

(2) (1)に規定する不燃材料の板と壁及び天井の室内に面する部分との間に二・五センチメートル以上の通気層を設けること。

(3) 暖炉口と壁及び天井の室内に面する部分との間の距離を三十センチメートル以上とすること。

(4) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあつては木材等又は難燃材料ですること。

二 壁及び天井の室内に面する部分であつて、前号に規定する部分以外の部分の仕上げにあつては、木材等又は難燃材料ですること。

第四 ストープを設けた室にあつては、令第二百二十九条第一項第二号ロに規定する準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

一 ストープの側面又はその垂直方向への延長線（ストープ上面からの距離がHセンチメートル以内の部分に限る。）からの水平距離がLセンチメートル以内で壁及び天井の室内に面する部分にあつては、次のイ又はロの区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによるものとする。ただし、H及びLについては、次の式によって計算した数値によるものとする。

ストープ上面	$H = 110 + \frac{110}{\sqrt{A} + 5} \sqrt{A}$
ストープ側面が開放されている場合	$L = 1.87 \sqrt{A}$

ストーブ側面がガラスその他の熱放射性の高い材料で作られている場合	$L = 1.37\sqrt{A_s}$
ストーブ側面がガラスその他の熱放射性の高い材料以外の材料で作られている場合	$L = 1.21\sqrt{A_s}$

この式において、H、L、 A_t 及び A_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

H ストーブ上面からの距離（単位 センチメートル）

L ストーブ側面からの水平距離（単位 センチメートル）

A_t ストーブ上面の面積（単位 平方センチメートル）

A_s ストーブ側面の面積（単位 平方センチメートル）

イ 間柱及び下地を不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。）とした場合 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあつては不燃材料ですること。

ロ イに規定する場合以外の場合 次の(1)から(4)までに該当するものとする。

(1) 壁及び天井の室内に面する部分に対する加熱の影響を有効に遮断するように、不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号各号に掲げる建築材料のうち、第九号（厚さ一・八ミリメートル未満のアルミニウムに限る。）、第十号（厚さ三ミリメートル未満の銅板又は厚さ〇・六ミリメートル未満の鉄板に限る。）及び第十一号に掲げる建築材料を除いたもの。）の板を設けること。

(2) (1)に規定する不燃材料の板と壁及び天井の室内に面する部分との間に二・五センチメートル以上の通気層を設けること。

(3) ストーブの基準面と壁及び天井の室内に面する部分との間の距離を、側方の場合にあつては三十センチメートル以上、上方の場合にあつては四十五センチメートル以上とすること。

(4) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあつては木材等は難燃材料ですること。

二 壁及び天井の室内に面する部分であつて、前号に規定する部分以外の部分の仕上げにあつては、木材等又は難燃材料ですること。